

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。事業を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。また、個人年金は雑所得の計算に加算してください。

1 現在の事業を開始した日が前年1月1日以前で、確定申告している。

最新の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をお確かめください。

〈第一表〉

所得金額等	事業等	①																			
	業農	②																			
	不動産	③																			
	利子	④																			
	配当	⑤																			
	給与	⑥																			
	雑	公的年金等	⑦																		
		業務	⑧																		
		その他	⑨																		
		⑦から⑨までの計	⑩																		
	総合譲渡・一時 ⑩+1{(⑦+⑧)×1/2}	⑪																			
	合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫																			

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
東京 一郎	12月	800,000円
	⑩ 専従者給与(控除)額の合計額	円



申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を「給与所得の方」の計算式にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

2 上記1以外の場合、下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

① 営業した年月	収入	−	② 必要経費	=	所得金額
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
年 月		−		=	
合計	か月 (A)		所得金額計		円 (B)
③ $\frac{(B) \text{ 所得金額計}}{(A) \text{ 営業した月数}} \times 12 = 12 \text{ か月分の所得金額}$					

計算上の注意

- ① 営業した月数
- ② 所得金額の計算

・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

・確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが前年1月1日以前のときは、前年1月から12月までの合計所得を計算してください。

・現在の仕事を始めたのが前年1月2日以降のときは、申込日の前月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。なお、資格審査のときには確定申告していることが必要となります。

③ 12か月分の所得金額の計算

現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。